

指定介護老人福祉施設 かなびのさと 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業者」という。）が設置するユニット型指定介護老人福祉施設かなびのさと（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所は、入居者一人ひとりの意思決定に常に配慮し、その意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

3 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 かなびのさと

(2) 所在地 大阪府富田林市大字甘南備216番地

(入居定員)

第3条 入居者の定員は80人とする。

(ユニットの数及びユニット名)

第4条 ユニット数：8

ユニット：各ユニットの入所定員は10名

ユニット名：「たおやか通り1丁目」、「たおやか通り2丁目」

「すみやか通り1丁目」、「すみやか通り2丁目」

「すみやか通り3丁目」、「すみやか通り4丁目」

「なごやか通り1丁目」、「なごやか通り2丁目」

(職員の職種及び定数)

第5条 事業所に次の職員を置く。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 27名以上（常勤換算） |
| (5) 看護職員 | 3名以上 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 |

- (8) 医師 1名（嘱託医）
- (9) 管理栄養士 1名以上
- (10) 障害者生活支援員 2.4名以上（常勤換算）

2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

（職務）

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
事業所の業務を総括する。施設長に事故のあるときは、主査が職務を代行する。
- (2) 事務員
事業所の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
入居者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
入居者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) (管理) 栄養士
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (10) 障害者生活支援員
入居障害者の生活支援に関する業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

（会議）

第7条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) 入所選考委員会
- (3) サービス担当者会議
- (4) 身体拘束の適正化委員会
- (5) 虐待発生防止委員会
- (6) 事故発生防止委員会
- (7) 給食会議
- (8) 感染予防対策委員会

- (9) 褥瘡予防対策委員会
- (10) 衛生委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(指定介護福祉施設サービスの内容)

第8条 事業所が行う指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

1 相談及び援助

入居者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設サービス計画の作成

(1) 計画担当介護支援専門員

(ア) 施設長は、施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

(イ) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、入居者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) アセスメントの実施に当たっては、入居者及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を入居者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス担当者会議の開催

指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議を開催し、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(4) 施設サービス計画の作成

(ア) 施設サービス計画の原案の内容について、入居者またはその家族に対して説明し、文書により入居者等の同意を得るものとする。

(イ) 施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者並びに担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（施設サービス計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて本項第2号から第4号の手順により施設サービス計画の変更を行う。

(イ) モニタリングに当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、定期的に入居者に面接し、その結果を記録するものとする。

(ウ) 入居者が要介護更新認定を受けた場合及び要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 介護

事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じて、以下の介護を適切な技術をもって行う。

また、事業所は、入居者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(1) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれに役割を持って行うよう適切に支援する。

(2) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行う。

(3) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立についての必要な援助を行う。

おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

(4) 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

(5) (1) から (4) のほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

4 食事支援

(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

(3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

(4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

5 社会生活上の便宜の提供等

(1) 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

(2) 入居者が日常生活を行う上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

(3) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(4) 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

6 機能訓練

入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

7 健康管理

- (1) 事業所の医師又は看護師は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (2) 事業所の医師は、その行った健康管理に対し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- (3) 事業所は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第9条 事業所は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 事業所は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 事業所の職員はサービスの提供に当たって、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業所はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 7 事業所は、前項の身体的拘束を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体的拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 「身体的拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。
- 8 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(入居者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該事業所に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を入居者から受ける。
- (1) 食事の提供に要する費用 1, 445円/日
 - (2) 居住に要する費用 ユニット型個室 2, 066円/日
 - (3) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6規程により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
 - (4) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入居者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者から短期入所の滞在費を徴収する。
 - (5) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
 - (6) 預り金等管理費 1, 600円/月
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 事業所は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容、費用の額について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第11条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 事業所は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、居住費等その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第13条 事業所は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第15条 事業所は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第16条 事業所は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

第17条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 事業所は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 事業所は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 事業所は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居室において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

6 事業所は、入居者の心身の状況及び置かれている環境に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

7 事業所は、入居者の退去に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

第18条 事業所は、入居に際しては、入居の年月日並びに入居している指定介護福祉施設

種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を当該入居者の被保険者証に記載する。

- 2 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(保険給付のための証明書交付)

第 19 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 20 条 事業所は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に入居できるようにする。

(入居者に関する保険者への通知)

第 21 条 事業所は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき。
- (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 22 条 事業所の管理者は、当該事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 事業所の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 23 条 計画担当介護支援専門員は、第 20 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する紹介等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等を把握する。
- (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議する。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができること認められる者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- (4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。

- (5) 第9条第7項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (6) 第33条第2項に規定する苦情の内容等を記録する。
- (7) 第27条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業所は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。

- (1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 事業所は、当該事業所の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 事業所は、職員に対し、その資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修
- (2) 分野別研修
- (3) 階層別研修
- (4) その他、全職員対象に随時の研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第25条 事業所は、ユニットの定員を超えて入居させない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(緊急時等における対応)

第26条 事業所は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関すくよかへの連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報

告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業所は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 事業所は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第28条 事業所は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行う。

2 事業所は、消防法に準拠して非常災害に関する「自然災害発生時における事業継続計画(BCP)」を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

(衛生管理等)

第29条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前2号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒が発生した際には、「指定感染症等感染症発生時における事業継続計画(BCP)」に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第30条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第31条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は

その代理人の了解を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 32 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 33 条 事業所は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 事業所は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第 34 条 事業所は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 事業所は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(会計の区分)

第 35 条 事業所は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 36 条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（施設サービス計画にあっては、当該計画の完了の日）から5年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第 37 条 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備及び虐待防止委員会の設置
 - (2) 虐待防止に関する責任者と運営担当者の選定及び設置
 - (3) 職員の人権意識の向上・知識や技術の向上のために研修の実施
 - (4) 施設サービス計画書の作成など、適切な支援の実施
 - (5) 介護にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備
 - (6) 成年後見制度の利用支援
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所または介護者による虐待を受けたと思われるケースを発見した場合は速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

(身体拘束の適正化に関する事項)

第 38 条 事業所は、サービス提供に当たっては当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、身体拘束の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。
- (1) 身体拘束の適正化委員会を設置する
 - (2) 身体拘束をせざるを得ない場合の支援のあり方マニュアルの整備
 - (3) 身体拘束の適正化を啓発・普及するための研修の実施

(施設利用にあたっての留意事項)

第 39 条 入居者がサービスの提供を受けるに際しての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 喫煙は決められた場所で、飲酒は時間・場所を決めて、他の入居者に迷惑をかけないように行うこと。
- (2) 貴重品については原則自己管理のこと。健康保険証、介護保険証、各種障害者手帳等については事業所において管理できることとする。
- (3) 居室、設備、器具等の使用については本来の目的以外の使用により破損が生じた場合、入居者又は家族等に賠償を求めることがある。
- (4) 外部医療機関への受診については、対応を家族等に依頼することがある。
- (5) 宗教活動、政治活動、営利活動等は入居者の思想、信仰は自由とするが、他の入居者

に対する活動はひかえること。

(法令との関係)

第 40 条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。